

## 生活困窮者への追加支援について（6月議会へ追加提案します）

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主催           | 生活福祉課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 日時           | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 場所           | 生活福祉課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 内容           | <p>趣 旨：国が創設した「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給するため、補正予算を6月議会に追加提案する。</p> <p>支給内容：要件を満たす対象者に対し、世帯の人数に応じて、1か月ごとに支給する。</p> <p>1人世帯 6万円/月<br/>2人世帯 8万円/月<br/>3人以上世帯 10万円/月</p> <p>支給期間：3か月間<br/>申請期限：令和3年7月1日（予定）から令和3年8月31日（火）まで</p> <p>（ <input checked="" type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 恒例 <input type="checkbox"/> 回目 ） ※添付資料あり</p> |
| 対象（参加者）      | 令和3年8月までに社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付が終了するなどの理由により特例貸付を利用できない世帯のうち、収入・資産・求職活動などの一定の要件を満たす世帯                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 定員           | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 参加費          | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 申込先・方法       | 社会福祉協議会より事前に情報提供された対象の可能性のある世帯に対して、順次申請書等を案内する。申請方法は郵送のほか、事前予約の上、窓口でも受付ける。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 目的・背景<br>その他 | 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付が終了するなどの理由により特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立と、またそれが困難な場合に円滑に生活保護の受給へつなげることを目的として支給する。                                                                                                                                                                                                                  |
| 市ホームページ      | 掲載済み ・ <input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定（6月29日） ・ 掲載しない                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 広報かがわ        | ●月号に掲載 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 8月号に掲載予定 ・ 掲載しない                                                                                                                                                                                                                                                                                  |



# 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

## 1 支給対象世帯

### 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・ 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯
- ・ 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・ 総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

### 上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

#### ■ 収入が、①+②の合計額を超えないこと

- ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
- ②生活保護の住宅扶助基準額

#### ■ 資産が、上記①の6倍以下（ただし100万円以下）

#### ■ 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・ 公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・ 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

## 2 支給額・支給期間

### 月額の手給額

※住居確保給付金との併給が可能です

|        |      |
|--------|------|
| 単身世帯   | 6万円  |
| 2人世帯   | 8万円  |
| 3人以上世帯 | 10万円 |

支給期間：3か月間

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。



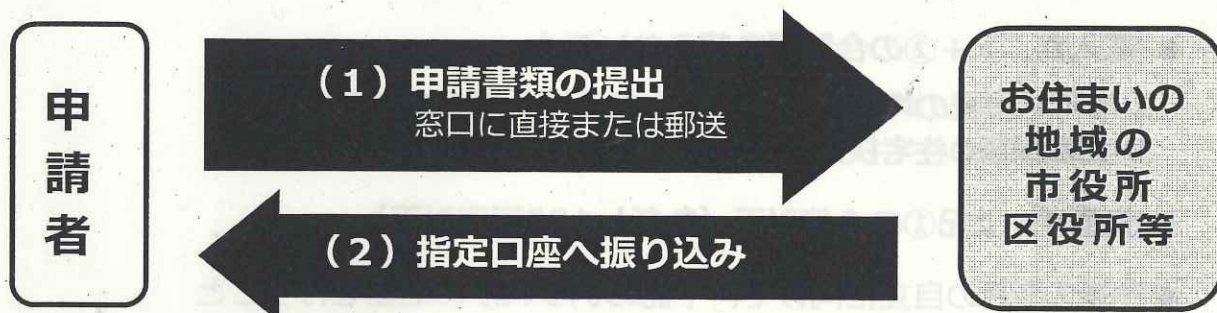
### 3 支給のための手続き（予定）

**申請は7月以降になります。**

▶お住まいの地域の市役所・区役所（町村にお住まいの方は、お近くの福祉事務所がある役所）への申請が必要です。申請方法は、申請窓口へ直接または郵送でご提出いただく予定です。

▶申請書に必要な書類は、後刻、下記の特設ホームページでご案内する予定です。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。  
また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。



お問い合わせ

厚生労働省コールセンター 0120-46-8030

【受付時間】 平日9:00～17:00

特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

後刻、以下の情報を更新予定です。

→申請手続きの動画解説

→申請に必要な書類の詳しい情報

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



**「新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金」を装った  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。